第 5800 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2017年)平成29年 9月 21日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ セルフメディケーション税制の注意点

Ｑ：今年から、セルフメディケーション税制が適用になるそうですが、何か注意することはありますか？

Ａ：医療費控除と選択適用になりますが、一度適用すると変更できませんので注意してください。

【解説】

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進や疾病予防に向けて一定の取組みをしている個人が「スイッチＯＴＣ医薬品」を購入した場合に、従来の医療費控除との選択により所得税や住民税の控除が受けられる制度で、その年中に支払った対象医薬品の総額が1万2,000円を超えた場合に、その超える部分の金額(8万8,000円まで)が控除できるとするものです。

この場合の一定の取組みとは、(1)特定健康診査、(2)予防接種、(3)定期健康診断、(4)健康診査、(5)がん検診、などの検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）をいいます。

スイッチＯＴＣ医薬品とは、もともと医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、用量が全く同じまま市販されている医薬品のことをいいます。

なお、このセルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用になりますが、一度適用した後での変更は認められませんので、選択する際はよく検討する必要があります。